

## ひょうご連携支援保証の創設について

当協会独自の新たな保証制度として、平成24年4月1日付で「ひょうご連携支援保証」を創設しました。本保証は、厳しい経営環境におかれる中小企業者に対して、新たな資金を供給することに加え、長期かつ柔軟な返済等により資金繰りの改善を図るとともに、当協会と金融機関が連携して期中支援を行うことにより事業の維持・継続はもとより、さらなる事業発展に資することを目的としています。概要は以下のとおりです。

### 【主な特長】

- ◆超長期の保証
- ◆柔軟な返済方法
- ◆保証協会と金融機関が協調して支援

### 【概要】

対象となる方	当協会の保証対象要件に該当する中小企業者											
保証限度額	個人・法人 2億8,000万円 ※利用する信用保険（普通保険（一般）2億円または無担保保険（一般）8,000万円）の範囲内とし、既存の同一保険種別の保証債務残高を含む。											
資金使途	事業資金（既存の保証付借入金の借換資金を含む）											
保証期間	15年以内 ただし、本保証付融資とプロパー融資の融資期間は同一とします。											
貸付形式	証書貸付											
返済方法	元金均等分割返済または元金不均等分割返済 ただし、本保証付融資とプロパー融資の返済方法は同一とします。											
貸付利率	金融機関所定利率											
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要			<b>担 保</b>				必要に応じて提供していただきます				
保証料率	経営状況に応じて下表のとおり決定											
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
	責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	
		貸借対照表なし	1.15%									
保証条件等	<p>①プロパー融資の同時実行 本保証付融資（既存の保証付融資の借換えを行う場合は、借換えの対象となる保証付融資残高を控除した額。ただし、控除後において必要とする資金が生じる場合に限る。）の6割以上の金額をプロパー融資（既存のプロパー融資の借換えを伴う場合は、借換え対象となるプロパー融資残高を控除した額）で同時実行する必要があります。 また、プロパー融資において、融資期間及返済方法は本保証と同等とし、融資期間及び返済方法以外の融資条件については、プロパー融資の定めによります。</p> <p>②繰上償還 繰上償還については、原則として、本保証付融資及びプロパー融資の融資残高で按分した金額をそれぞれ償還する必要があります。</p> <p>③業況報告書の提出 貸付実行後、金融機関においてモニタリングを行った上で、半期ごとに業況報告書を協会へ提出していただきます。</p>											
取扱金融機関	当協会と所定の覚書を締結した金融機関（詳細についてはお問い合わせください）											

上表は制度の概要であり、詳細につきましてはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 企画部企画課 電話 078-393-3903